行兼時カ孫ナルニヨリテ宇治殿メシイテ、ソノ藝ヲコ、ロミ給ニ家風オトサス優美ナリケレハ兼時モ近衛ニテツカウマツレル例ニヨリテエラヒモチ井ラレケリタヽシ番長ヨリシモツカタ人長スルコトヒサシクタエテソノ装束タシカニ知人ナシ時ノ儀アリテサタメ仰ラレケリ此安行モホトナクウセニケレハ中臣宗武ソノ家ニツタヘストイヘトモ容體スクレタルニヨリテ宇治殿メシテ此事ヲツトメシメ給ケリ天暦御時仲秀ト云人長アリケリソレカ孫ニ紀本武ト云人長アリケリ重代ノモノトイヘトモ庭火ノマヘニスヽミイテ、カナテケルコトカウ兼武ニハヲヨハストソ時ノ人イヒケルカヤウノ事モ、ソカラニヨルコトナリ中原氏ノ人長兼武ヨリハシマレルナリソノ子近友兼近モ人長也兼近殿ノ随身ニテアリケル時松尾行幸ニ御供ニ候テ社頭ニテ人長装束シテ還御ノ時ソノ装束ナカラ弓ヤナクヒオヒテ御共ニ候ケリ扶宣モ人長ナリ骨ナカリケルニヤ茨田重方トイフモノハ五位ノ後マテ人長シケリ今ノ

世ニハ秦氏無方カナカレノミスルコトニナリ
タリソレタニハカリ〳〵シクナラヒタルモノキ
コエス無弘モノ、フシニテ始テ人長シケルニ
ハフタア井ノカウシヌノ、カリハカマニフセ
クミシテ金銀ノ造花ノ枝ヲウケタリケリ鳥羽
院小六條内裏ニオハシマシケルニツカヒ陪従
御サシキヲワタシテ御覧シケル時仰アリテ人
長無弘馬ニノリテアケツ、御前ヲワタリケリ
近衛舎人ハヨキ人ノチカク召仕モノニテ事ニ
フレテナサケアリミメヨク藝能フルマヒ人ニ
コトナルヘキモノ也カヽレハ昔ノモノトモハ
皆サノミコソアリシニ今ノヨニハミメノワロ
ク能ノナキノミナラス心キハアサマシキモノ
トモナリナカノウセニタルモノナリ
御堂通長承香殿ノハサマヲスキ給ケルニ女房氷ニ
哥ヲカキテ御随身清武ニトラセタリケルヲ陣
ニツカセ給ケルニモテマイリタリケレハ文字
三ナキエテミエサリケリナケキ給ケルニフト
コロヨリタヽウカミニウツシテトリイテタリ
ケリカヤウニ心ハセアルモノニソアリケル

近衛舎人ハ弓矢ヲクストイヘトモ武勇ニハヨハヌモノナリ宇治殿ノ御随身二四郎先生行武トイフモノアリケリ馬ヌス人ヲトラヘテ殿ニ井テ奏タリケレハ御随身ハ近習ノモノナリカヤウノ事ケチカ、ラヌトノ給テハカノトシク沙汰ナカリケレハイツトナクカラメヲキテヤミニケリ

右大将通房春日使セラレケルニカタノ大将ニテ大二條殿イテタチノ所ヘヲハシタリケルニ宇治殿ヒキイテ物ノ馬二足タテマツラレケル出羽ノ一栗毛後ノ糟毛也コノカスケハ高名ノアカリ馬ナリノリタマル人ナシ殿ノ御随身助友ヲ召テノセラレタリケルニ尻ウコカスクキニテウチツケタラシヤウニテオチサリケレハミル人アサミ感シケリ殿紅梅ノ御衣ヲカツケ給ケリ

京極ノ大師實殿ノ賀茂詣ニハ院ノ御随身近友敦季ヨリ始テ舞人シタルナカニ下毛野敦時モノくフシニテヒトリ舞人ニイレリケリ東三條ノ南面ワタリニ右府生敦重ホ子ナシトイフアカリ

馬ニ乗テフタハヒオチニケリ下ノ社ニテ御馬
ハスル時敦重御厩別當盛中ニツケテ云ク ホ子
ナシノ御馬ワカウマツルニアタハス敦時カ馬
ニノリカヘムト申ケレハユルサレヌ蒙テノリ
カヘテケリ御馬アクル時敦時ホ子ナシニ乗テ
アクル事キハマリナシミルヘカタシ
シカルヲ敦時ワハニテ左右ニヲルコトスナ地
ニ并タルカコトシミル人オトロキ感セスト云
事ナシ次日大将殿ヨリ禄給ケリ
法性寺殿ノ賀茂詣ニ舞人兼弘ハトリカケト云
コエ馬ニアタリテツカウマツルニアタハスト
申ケレハ敦延カ馬ニノリカフヘキヨシ仰ラレ
ケリ敦延ナマシ井ニノリテ南庭ワタルニ寝殿
ノ西ノホトニテハシリイテ、梅木ノシタヨリ
東ノ中門ノ廊ニムキテハシリケレハ人々タチ
サハキケルニ殿御笏ヲナケラシ給ケレハ廊ノキ
ハニテトマリテヤリ水ヨリ南サマニ行ニケリ
後ノ年番長忠利此馬ニ乗テコ、カシコニテヒ
カレテヒサヲツキテ下ノ社ニテトマリニケリ
御馬ハスル時琴持武通コレニ乗テ散々ニアケ

テハシラセタリケリ忠利カタメ面目ナキ事也
宇治左大臣ノ賀茂詣ニ六ノアシケトイフクセ
モノヲウツシ馬ニヒカレタリケルニ近衛員弘
トイフモノ乗テ一度モタマラスナカシテカチ
ニテワタリニケリ一條京極ニテワタリシ馬ニ
乗テ下ノ社ヘマイリタリケリ後日ニ名テ纓頭
タヒケル人アヤシミケレハヨク乗タリトニハ
アラス心タカクノラムト思ヨル纓頭ナリトナ
ムノ給ヒケル
京極大殿臨時客ノ日尊者堀川左大臣（俊房）ノ随身敦
久六條右大臣（顕房）前駈盛正ヲ名テ御衣ヲヌキテタマ
ヒケルヲミテ通俊民部卿殿ヲオハレサラマシ
カハ今日御衣ハタマハラサラマシト云ケレハ
人々ワラヒケリ
大饗ノ鷹飼ハ中門ヲトヨリテ幔門ノ本ニテタ
カハスウルトリソレニ東三條ハ中門ヨリ幔門
ノモトマテハルカニトヨシ下毛野公久トイフ
タカヽヒ西ノ中門ヨリタカモスヘテアユミ入
タリケルヲ上達部ノ座ヨリアラハニミエケル
ニ錦ノホウシキタルモノ手ヲムナシクシテア

ユミキケレハ人々千秋万歳ノイルハ何事ソトワラヒケリソノトキ中門ノトニテタカヲスヘテイル也

盛重ハ童名今犬丸ナリ下臈ナレトモ心キハウルセクスクヨカナルモノナリカレハ次第ノ昇進多クハ別功ノ賞也盗人射ト、メテ兵衛尉ニナリ仲正カ郎等カラメテ大夫尉ニト、マル大夫尉三人コノ時ハシマルナリ鳥羽院ノ御時仁寛阿闍梨謀反オコスヨシ落書アリケレハ千手丸トイフ童ヲカラメトリテトハルニ承伏シニケリ別當宗忠卿撿非違使盛重重時ヲ召テ仁寛メシトルヘキヨシ仰クタスニ盛重ハスハチ鞭ヲアケテ醍醐ニユキアヒテツケヲエテ山ヘニケ入ケルヲリニユキアヒテヤカテメシクシテマイリニケリ重時ハ家ニカヘリテイテタチケルホトニヲソクナリニケリコノタヒ盛重石見守ニナリ其子盛通撿非違使ニナリニケリ

白河院法勝寺ヘ御幸アリケルニ大雨フリテ水オヒタヽシクイテヽ浮橋ナカレタリケルニ盛

重後陣ニワカウマワリクタリケルカ沓ヌキテク
クリタカクアケテ御車ノサキニスヽミイテヽ
アサセヲフマセテ御車ヲワタシケリカヤウ
ノヲリニワケタルフルマヒ人ニスキタリケリ
白川院ウセオハシマシケルニ御イミニ丈六ノ阿
弥陁ノ三尊ワクリテ佛具花筥マテトヽノヘク
シテ供養シケリ車廿両僧コトニ長櫃十六合ヒ
キケル一日ノミモノニテアリケリ僧ニ車ヒク
事コレヨリイテキタルナリ昔ハ帝王ノ御イミ
ニ御所ニテ私ノ佛供養スルコハ便ナキ事トテセ
サリケリ後冷泉院ノ御イミニ大宮右大臣大納
言ノ時セラレタリケル時ノ人カタフキニケリ世ク
タリテハカヤウノ事沙汰ナシサテ盛重モスル
ナルヘシ重時モ御佛事セント申ケレトモ鳥羽
院御墓所ニテスヘキヨシ仰ラレケリイカナル
盛重ユルサレテ御所ニテアルスルニ重時ユルサレサル
ラムトイキトヲリケリイハレアル事也又コノ
盛重千僧供ヒクトテヤウ〳〵ノ物ヲトヽノヘ
テ我身子ヒヨリハシメテ人夫五千人ニモタセ
テ山ヘノホリケリ院御サシキヲシテ御ラウシ

国立国会図書館　タイトル『群書類従』 請求記号 127-1
ガラス使用

ケリ
保輔ト云者ハ元方ノ民部卿ノ孫致忠朝臣ノ子
也故國章ノ三位ノ家ニ強盗入ニケリ保輔カシ
ワサトキコエテカレカ郎等サシ申テサウ物ト
モアラハレニケリ又忠信朝臣ヲイタル事兵衛
尉維時ヲコロサントスル事ミナ保輔カ所為ノ
ヨシ郎等白状ニヨリテ捻非違使所々ヲウカヽ
フトイヘトモカラメエス顯光中納言ノ家ニコ
モリタルヨシキコエテ捻非違使弁ニ武藝ノ者
瀧口ニイタルマテカノ家ヲカコミテサクリモ
トムルニ中納言ノ北方車ニノリテイテムトス
ルニウタカヒテクルマヲヨサラシメス父致忠ニ
ハ看督長下部ヲツケテスタレモカケヌ車ニノ
セテマモリケリ此家ニモナカリケレハ三日ノ
内ニタテマツルヘキヨシ父致忠カ請文ヲタテ
マツラシム此事ニヨリテ諸衛ノ官人弓箭ヲオ
ヒテ内裏ニ候フ京中シワカナラスカラメテタ
テマツリタラムモノ勸賞ヲコナハルヘキヨシ
宣旨クタリケリ父致忠ハ左衛門弓ハニクタサ
レケリ保輔セメニタヘス北山花園寺ニテ出家

ノヨシキコエケレハ撿非違使ハセ向テタツヌ
ルニ、ケニケリキリステタル髪狩衣指貫ヲト
リテカヘリニケリ其後保輔法師ヒソカニ従者
左大将ノ随身忠延トイフモノ、モトヘキタリ
ケルヲハカリコトヲマハシテカラメテケリ保
輔ニクルニアタハスカタナヌキテ腹ヲサシ
キリテ腸ヲヒキイテタリケリ此賞ニ忠延左馬醫師
シ申テ禁獄セラレニケリ此ノ日獄中ニテ死ニケリ獄
ニナサレケリ保輔次ノ日獄ヨリトリイテ、井テユクトテ葬禮シテ念佛僧

クシテユキケレハ公家トカメ仰ラレテ撿非違
使過状タテマツリケルトソ
中比ノ事ニヤ奈良ニ説法ヨクスル僧綱アリケ
リ或所ノ法事ノ導師ニユキテ多ノ布施トリテ
カヘリケルニ日クルト、ホトニアヤシノ尼公門
ニキテ大和國ノ者也物ミタヘスモノタヘスコ
ヨヒハカリ日クレヌヤトテトマリヌ
夜フクルホトニ門ヲコトノ〳〵シクタ、ク、モノ
アリ何事ソト、ヘハ使廳ノ使也コレニヤトレ
ル尼ハヌス人ニカ、リタルモノ也ニカサルヘ

国立国会図書館　タイトル『群書類従』　請求記号 127-1
ガラス使用

カラストイフ時ニコノ尼ヲシハリテウケトラ
ムスル使ヲ待ホトニ夜フケテ判官ト云モノ來
テ門ヲタヽケハ盜人請取ニキタルト思テ門ヲ
アケテ房主コノ撿非違使ニアハムトスルニコ
ノ判官ト云モノハシリヨリテ此房主ニトリツ
キテカタナヲヌキテサシアテ、汝モシハタラ
カハサシコロシテム房中ノモノヲトセハ汝ヲ
コロスヘシクラヌリコメアケヨト云テヨロツ
ノモノ心ノマヽニトリテ馬十疋ハカリニオフ
セテ此房主ヲモ馬ニノセテアハタノ山ニ井テユ

キテ云ク此事モシ沙汰セハ三日カ内ニコロス
ヘシ後ノ世ニハ佛種ヲタヽムト誓言ヲセサセ
テユルシテケリ希有ノ事也

齊信民部卿別當ノ時法住寺ニテ文行正輔先祖ノ
事ヲ云テイサカヒテ正輔サカツキヲ文行ニナ
ケカケタリケレハ文行モチヲヌカントシケル
ヲ河内前司重通カ父大力ニテヌカセサリケリ
正輔カ一族三人文行ヲトラヘントシケレハ文
行庭ヘヲトリオリタリケレハ文行カ郎等君醉
給ニケリトテ矢ヲハケテ向ヒケレハ正輔カ方

国立国会図書館　タイトル『群書類従』 請求記号 127-1
ガラス使用

人エトラヘス文行ヤナクヒオヒテ法住寺ノ内
ニテ馬ニノリテイテニケリ別當マイリテ申ウ
ケラレケレハタヒテケリ三日政所ニ候テユリ
ニケリ文行イヒケル坂東ノマウサナリセハカ
クハイタサヽラマシ京ハクチヲシキ所ナリト
云テ東國ニクタリケル其時コノタスケタリシ
郎等ヲコロシテケリ彼日ノ事ヲ東國ノ人ニキ
カセシトナルヘシコノ事ヲヨノ人ヨシアシハ
イマタサタメストソ
白川院位ノ御時山三井寺ノ大衆オコリタリケ
ルコロ八幡行幸アリケルニ宣旨ニテ下野前司
義家ツカウマツリケル還御ノ時東帯ヲヌキテ衣
冠ニテ胡簶オヒテ御輿チカクサフラヒケルニ
ヤナクヒノウシロヲヽハコシノウヘヨリヒキ
マハシタリケルヲナン三ル人イミシキトホメケル
嘉承元年ノ夏世中サハカシクテ東西ニ京ニシ
ヌルモノオホカリケリワラハノ中ニ□所ノ御筆ユ
ヒ能定病ツキテ七日ト云ニ死ニケリヒツニ入
レテ黄ナル衣覆テ人ハナレタル所ニステツ四

日ヲヘテ道ユク人キハケレハヒツノ中ニヲト
シケリアヤシミテミルニヨミカヘリタリ水ヲ
ノマセテカレカ家ニツケタリケレハ妻子ヨロ
コヒテツレカヘリテ日比ヘテ心地例サマニナリテ
カタリケル死テ後ヲソロシキモノトモ我ヲハ
ヒタテヽクラキ野ヲユクニ此世ニテミシ人サ
ラニナシタヽ風ノヲト水ノ音ハカリ耳ニキコ
ユワカキ童子ノ我ヲシリタルトオホシキウシ
ロニワヒテハナレス燄魔王官ニイタリテ二階ノ
門ヲイル冥官ワノカスアリ壇ノモトニハ罪人
或ハシハラレ或ハクヒカセシタル者トモナミ
井タリハルカニ見アクレハ冠ウヘノキヌキタ
ル人三十餘人アクラニツキナミ井タリヒラヲ
ハアレトタチハカス我ツミヲ判シテ地獄ヘツ
カハスカナヘニイルトニコノクシタリツル童
子燄魔王ニ申サクコノ人ハ壽限イマタツキス
ユルサルヘキナリ王コレヲトカス童子イカリ
テ云ク燄王ナリトモイカテカワカイハン事ヲ
ハタカフヘキトテ火ヲモチテ王宮ヲヤカントス
ケフリミチ〳〵テ王宮ノウチクレフサカリ

ヌコノ時王オトロキテ冥官ト、モニカサ子テ
フミヲカンカウルニマコトニイノチツキス王
功徳ヲツクリ罪ヲ、ソルヘキヨシヲ云テ此童
子ニトラセツ童子コレヲ
ヘル大ナル穴ノロニイタリテ我ヲ、シ入ト思
ホトニヨミカヘリタリツラ〳〵此事ヲ思ヘハ
年来不動ヲタノミタテマツリテ本尊トス生々
加護ノチカヒタカハスカクシ給タフトクメテ
タキ事カキリナシトソイヒケル

續古事談第六　漢朝

唐朝ニ齊威王ト云ミカトオハシケリソノ時淳
于髡ト云フ賢人アリ王ヲイサムルコトハニイ
ハク古君好馬王亦好之古君好色王亦好之古君
好味王亦好之古君好賢王不好之トイヒケレハ
威王ノ云クイニシヘノ君ノコノミモテナシ給
シホトノ賢人ナケレハコソコノマ子トノ給ケ
レハ髡難メ云ク馬ヲコノミ給モムカシノ駿逸
ニハヲヨハスタ、随分ニ當世ノ逸物ヲエラハ
ル色ヲコノミ味ヲコノムム又カクノコトシイカ

ナレハ賢人ニイタリテ普ノアトヲ子カヒヨノ
事ニヲキテハ當時ノヨロシキヲモチ井給ソト
イヒケレハ威王口ヲ閉テフル事ナカリケリ
唐ノ玄宗皇帝ハ近世ノ明王也ソノシルシニハ
アル臣下ノ皇帝ハナトイタクヤセ給タルソト
申ケレハコタヘテ仰ラレケリ姚崇宋璟カクラ
井ニアリシヨリコノカタアマリニイサメラレ
テカタ時モ心ノヽヒタル事ノナケレハヤセタ
ルナリトノ給ケレハソノ臣又申テ云クアチキ
ナキ事ニコソ侍ナレナニ事モ御身ノ為ナリナ

トカヤセ給マテハイサメタテマツルト申ケレ
ハ世タニモコエナハトノ給ケルマコトニヤン
コトナキコトナリカクノコトク賢王ニテオハ
シケルカ楊貴妃ト云物イテヽノチアサマツリ
コトモセス天下ノ事ヲステ給ヒニケルナリ姚
崇宋璟トハ二人ナリコトナル賢人也
サレハ大國ノナラヒハイカナル君ニモアレ臣ノ
イサメヲキヽイレテモチ井ル心アルヲ國王ノ
器量トハスル也世ノハシマリノ三皇無為ノ化
ツキノ五帝ハ以徳収ソノ五帝ノサシツキニテ

漢高祖トイフミカトノ世ヲトリ給事ハコトコ
トク不實不思議ノ人ニテオハシケレト人ノ申
事ヲキヽイレテ我御心ヲサキトシ給ハサリケ
ルナリ世ノ末ノ王ノアリサマヲアラハシケル
ナリ楚ノ項羽ハ武威モオモフハカリモ高祖ニ
ハマサリタリケレトモソノ事ヒトツハ又ヲト
リテソオハシケル
楊貴妃ハ尸解仙トイフモノニテアリケルナリ
仙女ノ化シテ人トナレリケルナリ尸解仙ト云
ハイケルホトハ人ニモカハラヌノ死後ニカハ
子ヲトヽメサルナリ或唐書ノ中ニ貴妃ヲ改葬
レタルコトヲイフニ肥膚已壊香嚢猶在トイヘ
リコノ文ニアヘリハタヘスカタナトハナクテ
香嚢ハカリアリケリ貴妃ハモト親王ノ妻ナリ
ワレヲ玄宗メシタルナリ長恨哥傳ニ寿邸ニエ
タリトアルハ彼王ノ居所ヲイヘル也安禄山ハ
又ソノ外ノ密夫ナリ禄山ハユヽシキ玄宗ノ寵
臣ナリ
或人ニ問テ云ク漢家ニ男色ノ事アリヤナカニ
モ國王ノコノ事ヲシ給ヘル事ヤミエタル其人

国立国会図書館　タイトル『群書類従』 請求記号 127-1
ガラス使用

荅テ云ク故入道長方卿シメサレシハ漢成帝ト云
フミカトノ御時董賢ト云モノサヤラムトミエ
タリ書ニ云与帝卧起シケリトノチニハアマリ
ニ寵シテ位ヲユヅラムトスルニヲヨフトミエ
タリ
張喩ト云フモノアリケリコトノホカノスキモ
ノ又好色ニテアリケル心ニフカク風月ヲモテ
アソヒテ身ツ子ニ名所ニアソヒケリ此人ツタ
ヘテ貴妃ノアリサマヲ聞テハルカニ愛念ノ心
ヲオコシミスシラヌ世ノ人ヲコヒテ心ヲクタ
キミヲクルシム離宮ノアフルキアトニノソミテ
ハ昔ヲ思テ涙ヲナカシ馬嵬ノツヽミノホトリ
ニユキテハイニシヘヲカナシメトモオナシ世ニ
タツカクノ如ク思ヒカナシメトモオナシ世ニ
アル人ナラ子ハイヒシラスヘキカタナシイタ
ツラニナケキイタツラニコヒテ年月ヲスコス
程ニアルトキ夢ニミツラユヒタル童子キタリ
テイハク玉妃ノメスナリスミヤカニマイルヘ
シト夢ノ中ノ心ヨロコヒヲナス事カキリナシ
童子ヲサキニタテヽヤウ〳〵ユクホトニホト

ナク玉妃ノ宮殿ニワタリヌ王ノスタレヲ入テ
ニシキノトハリニノワニヌ王妃ハユカノ上ニ
アリ張喩ハシモニ井タリ年来ノ志ヲノヘテソ
ノ詞ツクル事ナシ玉妃子ンコロニアハレミカ
タラフコト人間ノ女ノコトシムツヒチカツキ
テ後其思イヨ〳〵フカシ玉妃ノ手ヲトリテユ
カノ上ニノホラムトスルニ身オモクテタヤス
クノホル事ヲエス妃ノ云ク汝ハ人間ノ身也ケ
カラハシクイヤシクシテ我ユカニノホリカタシ
張喩子ンコロニチカツカンコトヲノソム其時

玉妃人ヲヨヒテエモイハヌ香湯ヲマウケテソ
ノ身ヲ洗浴セシメテ後手ヲ取テユカノ上ニノ
ホルニ身カロクシテ思ノコトクニノホリヌマ
シハリフス事ヨノツ子ノ如シナツカシクムツ
マシキ事スヘテコトハモヲヨハスワカレノ思
ヒイマタノヘツクサヽルニ暁ノ風ヤウヤクニ
オトロカス人間ニカヘラスシテコヽニトヽマ
ラム事ヲノソメトモ玉妃サラニユルス支十シ
エルサストイヘ𪜈ソノ思アサカラサルケシキ
也後會ヲチキリテ云ク今十五日アリテソノ所

ニユキテフタヽヒアヒミルコトヲエントコノチキリヲキヽテ後夢ハヤクサメヌワカレノ涙枕ノ上ニカハクコトナシムナシキ床ニオキ井テナキカナシメトモ甲斐ナシ其後十五日ヲスキテ契リシ所ヘユキヌ彼所ハヒロキ野ナリケリ野烟眇茫トシテユケトモ〳〵人ナシタヾ〳〵牧童ノ一人アヘリケルニコヽロミニコレヲ問ケレハ彼童ノイハクケサイマタクラキヨリ此野ニアリアサキリノタエマニエモイヒシラヌ天女一人マミヘテ我ヲヨヒテ云クコレニモシ人ヲタツヌルモノアラハカナラスコレヲアタヘヨトテ一通ノ書ヲノコシテキリノ内ニキエ雲ノ中ニイリヌカノ人ノシメセル人カトテソノ書ヲアタヘタリコレヲキヽテサル事ヲカナシミ一タヒハアハヨロコフ心ヲシツメナコヨノコヒテコレヲヒラキミルニ一紙コトハスクナクシテ四韻ノ詩ヲカケリソノ中ノ一句ニ云ク

天上歡榮雖可樂人間聚散忽堪悲

トナムアリケル人ノ思ノ外ナシカラサル事古

今モヘタツル事ナク天上人間モヲノツカラカヨフマコトニアハレナル事也

玄宗ノ御子粛宗ハミツカラ威ヲホトコシテ禄山ヲタイラケテ其後靈武郡ニイタリテ位ニツキ給ヘルナリオホヨソ漢家ノナラヒハカタキトナリテ位ヲウハフトイヘトモ必ソノユツリヲ得テ位ニツクコトナリ粛宗皇帝ハ世ノツリシカ如シトカクコトナリ粛宗皇帝ハ世ノミタレヲナヲシテ玄宗ヲミヤコヘムカヘカヘシタテマツリ給ケルマテハイミシカリケレトモ其後ハスコシ不孝ニソオハシケルトソ

堯ハ舜ノ器量ヲコヽロミムカタメニ娥皇女英ト云フ二人ノ女ヲモテ妻トセシム二人トモニアヒソ子ムコトナクシテカタラヒテアリケルニ舜ノ心ノタクミナル事ヲ知テ位ヲユツリテケリ二人ノ妻ヲナラヘテシカモソノ心ヲナタムルキハメテカタキ事ナルヘシ此二人舜ニヲクレテナケキケル涙リミタル竹ナリコレニモツタハリテヘンチクノツカノフムイヒナラハセルコノ故ナリ竹斑湘浦トカケ

ルハコノ事ナリ

白樂天ノ遺文ノ文集ニイラサルアリソノ中ニ任子行ト云フモノアリカノ文ニハ狐ノ女人トナリテ男ニアヒタリケルヲカノ男フカク愛念シテシハラクモハナレシトシケルホトニカリハヘイツルトテ馬ノ前ニノセテケリヨキ犬ヲクシタリケルカコノ女ノキツ子ナル事ヲ知テトヒアカリテクヒヲトシテケリソノ事ヲツクリタルフミナリ行ト云ハ謡哥ナトテイノモノナリ文筆ノヒトツノスカタナリ

宜秋門院ノ御(任子)名事有定王道ノ帖ニ有之

唐國ノナラヒハ女ニハ十六ニテカナラス嫁娶ノ儀アリ國王親王ナトニモアハスルナリ或國王ノ王女父ノ王ニ申サレケリモシ夫ヲマウクヘクハ宋弘トイフモノヲアハセ給ヘト王コノ事ヲキヽテカノ人ヲ召テリソノヨシ仰ラレケレハカナフマシキヨシヲ申ケリ王オトロキテソノ故ヲトヒ給ニ宋弘申テ云ク貧賤之知音不可忘糟之妻不可下堂トイフ本文ノ侍ルニ我昔マツシカリシ時ヨリアヒクシタル妻アリカレヲサ

国立国会図書館　タイトル『群書類従』 請求記号 127-1　ガラス使用

リテ王女ヲアヒクシタテマツル事エナムアルマシキト申ケルイトアリカタキ事也コノ國ニハ惟成弁マツシカリケル世ニ恩アカハリケル妻ヲサリテ花山院ノ御時世ニアフオリ滿仲ト云フ武者カムコニナリタリケル宋弘ニハヲトリタル心ナリカシ宋弘ハユハシキミメヨシナリサテ王女モ思ヲカケ給ケルニヤ

漢文帝ト申ケルキミハアマリ國ヲヤスクシ民ヲアハレミテ倫約ヲコノミ給トテ上書ノ袋ヲメヒアツメテ帳ニタレテソオハシマシケル上

書ノ袋ト云ハ賢臣ノ君ヲイサメタテマツルフミヲヲハウルハシクシロキヘヌニヌヒクハシテヌヒメニ封ヲカキテタテマツル事ナリ文ヒトツヌヒクヽミタルフクロナレハイカニヒロシトイフトモ二三寸ニハスキスソレヲヌヒツヽケテ帳ニタレ給ケンイトヤムコトナキ事也サレハ保胤ハ漢文帝ヲ異代ノ聖主トス倫約ヲコノミテ人民ヲヤスクスルカ故ニトカキタルナリオホヨソ漢家ノナラヒハ臣ノイサメ事ヲキクナリ賢愚ヲイハス位ニツキヌルハシメニハ能直

国立国会図書館　タイトル『群書類従』 請求記号 127-1
ガラス使用

言極諫ノ士ヲタテマツレトイフアマ子キ宣旨
ヲクタスナリコノ宣旨ニヨリテ官職ヲオヒタ
ルサモアル人ニカキラス山ノ奥谷ノハサマ身ヲ
カクシアトヲタチタルモノトモマテヲトラシ
マケシト世ノワロク政ノアシキコトヲカキシ
ルシテハヽカリナク君ニタテマツルナリイカ
ナル暗主トイフトモヒトカヘリコレヲミヌコ
トハナキナリ賢王ハコレヲモチ井ルサラヌハ
ミルカヒハナケレトモスヘテミヌコトハナキ
ナラヒナリ賢臣ノ君ヲイサメタルモノカタリ
ハアマリニオホカレハシルシツクスヘカラス
漢朝ノナラヒワノツカサニ随テ其事ヲ行テタ
カヒニミタレカハシキ事ナシ丙吉トイフ丞相
アリケリミチヲユクニ人ヲ殺シタルモノ刀ヲ
ヌキテハシリアヘリスコシモコレヲミイレス
オトロカスオホクノトモ人アレ氏トウヘカラ
メヨト云事ナシワノシタカヘルモノモアヤシ
ト思テスキニケリワキニ牛ノ一頭アヘキテタ
テリケルヲミテハナハタアヤシミサハキテウ
ソヌシヲタツ子テワノ故ヲトヒケルコトモ

ヲロカナラス人ノ故ヲトヒケレハ丙吉云ク
オホヤケニツカウマツルナラヒワカミチナラ
ヌ事ヲシルハ非禮ナリサキニ殺害ノモノスク
トイヘトモ武官世ニアレハワレコレヲシルヘ
カラスイマ一牛ノアヘクニアヘリ寒天ニ牛ノ
アヘクコレ陰陽ノタカヘルナリ大臣ノ位ニ井
ルモノハモトモ陰陽ヲオサムヘキ器ナル故也
ト云ケリ

周勃トイフモノアリ國王コレヲメシテ一年中
ノ米穀ノ用途ヲカソヘヨトノ給ケレハエカソ
ヘスシテワノアセ衣ヲトヲリニケリ次ニ陳平
トイフモノヲメシテ又同様ニトハレケレハス
コシモサハカスシテコレハワカシルヘキ事ニ
アラス治粟内史トイフツカサアリコノ事ヲシ
ルヘキモノナリトイヒケレハスナハチカレヲ
召テトハル、ニアキラカニカスヲ申テケリコ
ノ二人カ事ヲ宰相入道（丙吉周勃）俊憲擬表ニカキテ云ク
應對易忤汗通周勃之背陰陽難理牛喘丙吉之
前
漢土ノ隠者ハミナコトノ〳〵ク一且ハ君ノメシ

ニシタカヒテイテツカウマツルナリ巣父許由
ナトモミナイテヽ又カヘリカクレタルモノナ
リマメヤカニ世ヲノカレムノ心フカキモノハ
メシイテヽツカハルレトモケウモナク物ノ要
ニモカナハ子ハ君ノ御心ユキテ返シモツカハ
シヽハシアリテヒキイルヲ又モメサヌナリス
コシ世ニアル心アルモノハヤカテツカウマツリ
ツキテ官職ヲモ帯スルナリアサク思ニハナニ
シニ一旦モイツルヤラムトオホユレトモヨク
思ヘハイハレタル事ナリイテスハスヘカラク

シヌヘキニアルナリ伯夷叔齊カ首陽ノ巌ヲク
ハスシテシニタルカコトシ
南史隠逸傳トイフ文ヲミルニ事ヲイヒテ又コレヲ
ニアルモノハ愚也トイフ事ヲイヒテ又コレヲ
問ニナニカハカナウスサルヘキヨニアルカヽ
シコクカクレタルカヲロカナル事モアリナム
トイヘルヲ又文コレヲコクフルニヨニアラム
ヨリハミヤスカルヘキミチヲシラサルトコロ
カ一モイカニモ隠者ニハヲハルマコトニサル事ナリ
ルヲトリタルトツイヘ

国立国会図書館　タイトル『群書類従』 請求記号 127-1
ガラス使用

徐孝克トイヒケルモノ文學ヲキハメテ才學ヒロカリケリ飢渇ノ世ニアヒテ母ヲヤシナフニチカラナシ最愛ノ妻ノカタチヨキヲソモチタリケルソノ時猛将ナリケル物ノイキホヒチカライカメシカリケルコノ妻ヲケサウシケレハコヽロヨクユウリアタヘテカレカアハレミヲ蒙テウヘノ世ニ母ヲヤシナフコト子ムコロナリ妻ニモハナレニケレハ出家シテ佛道ヲツトムルホトニ又内典ヲキハメテケリ其後猛将コトニアヒテホロヒウセモトリノ妻ニナニアヒテ子ンコロニカタラヒテ昔ノコトクアヒクセント云ケリステニ佛弟子トシテ威儀ヲタヽシクストイヘ厄シハラク物モイハテウチ楽シテ猶コノ女ヤサリカタカリケンタチマチニ僧形ヲアラタメテ還俗シテケリオホヤケコレヲモチ井給テトカクスルホトニ家マツシカリケレハ出仕ノチカラヲ給テメシツカヒケレハカタチハ俗ニカヘリナカラ心ハイマタ道ヲワスレス君ノメクミアレ厄人ニアタヘテ身ニモチ井スアヤシキスカタニテ君ノカトニ出入シケレハ王ヨクヽメクミテ

コノホカニタマモノヲマシケルニソスコシヨロシクテミエタテマツリケル出家ノ時ノ學問モ人ニスクレタリケレハ内典ノ方ニモ名仕ハレテ俗形ナカラ僧ノ座ニマシリテ講経論義シケルニ有智ノ禪侶ニモヤヽマサリテソアリケル君ノ御前ニテ高座ニノホリテ仁王般若経ナト講シケリソモ〳〵カヘリスマムカタメニ還俗スルホトニオホエケン妻室ヲワカ母ヤシナハンカ為ニ人ニアタヘケン孝養ノ心タクヒナキモノナリ又還俗ノトカヌユルシテ内外ノ才智ヲモチ并給ケム君ノ御心モイトヤンコトナシオホヨソ漢土ニハ在俗ノ法門ヲサトル僧ニマシハリテ論説スル事ツ子ノ事也日域ニハ聖徳太子ソノタクヒニオハシマス

陛法化トイヒケルモノハタケキケタ物アリケル山ニ向テ三帰戒ヲサツケタリケレハソノ山ノ猛獣ナカク人ヲ害セスナリニケリコレモ在俗ノ法ノシルシアルタクヒ也又土ノ中ヨリ龜ヲホリイテタリケレハ此龜ハ過去ノ七佛ノ時ヨリ爰ニ在トナン云ケルフルキ人ノサマ〳〵ノ物語ヲヽソカラ慶忠

ニソナヘンカタメニカキアツメテ侍シワスレ
テ年ヲヘテハコノソコニクチノコレリイホリ
ヲハラフ塵ノ中ヨリモトメイテトクラシカ子
タル雨ノ中ニコレヲシルスミツクキノフルキ
アトヲアラタメテヤマトアシ原ノコトクサニ
カキナカスコレ猶要ナキシワサナリハヤクケ
フリトナスヘシ建保十、ト七ノ卯月ノシモノ
三日コレヲシルス

右續古事談以屋代弘賢及北嶺言之本校焉

群書類従巻第四百八十七下

国立国会図書館　タイトル『群書類従』 請求記号 127-1
ガラス使用

群書類從

四百八十八

東京圖書館
和書門
叢書類
二百
九架
七號
六六六冊

127
666
1

615

国立国会図書館　タイトル『群書類従』 請求記号 127-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『群書類従』 請求記号 127-1

ガラス使用

群書類従巻第四百八十八

雑部　　　　　検校保己一集

東斎随筆

音楽類

村上聖主御時月の最清涼殿の晝乃御座にて玄上
を水牛の角の撥にて弾すましゝ給へる一所御座なりける
手影乃やうなる物の空より舞て弾止て庇に居ぬ
汝は彼是何者そと問しめ給ふに申云大唐の琵琶の博
士廉（判次郎）承武なり唯今雲居を飛過るに更に此御撥音

TOKIO LIBRARY 東京書籍館 FOUNDED BY MOMBUSHO 1872.
淺草文庫
明治八年文部省交付

乃機密のいみしく秦入する事也 然は昔貞敏は撥法
したる曲は此撥を専にす 重き秘蔵の事也
あるく御琵琶をもたせしめ給ふ事也 此時撥を用ひて
一曲をも弾ずる事なし 琵琶は貞敏より二説に分れたり
中よりはあやつり作物と云て 上玄石上の曲をもて撥付
きる也

承和遣唐使揚州に貞敏をさして妙音院入道相国云
法に吾祖師劉二郎令を伝へ 上玄石上の秘曲を江
中納言之人の罪をかれ 此撰の説をもて延喜の
玄上の事 琵琶玄上の秘曲をもて

平等院の宝蔵に水龍と云笛あり 唐土の笛也 唐人此
朝に渡る時 海中にて船沈んとす 舟人等種々の財物を
海に入て沈むるに皆以不沈 仍件笛を入るに即沈 船
無為に着岸す 後に舟主取金子数千を施して龍宮
に取侍らんと思ひて 金を沈めんとする時 件笛忽に浮
出たりしかば 金に替て取返したる笛也 宇治殿此笛を
此給て件の笛を買取給ひて宝蔵に籠られけり
慈覚大師は当寺に尺八をもちて引声の
阿弥陀経を吹伝へしめ給ふ 大蔵秘 切往荘厳を
云ふ 此を吹伝ふ 常行堂の修正の和尚

吹あはせ候なりけるに宴中にきゝ及て舞て云やの
音はおかしく聞えける也如意やと云やの音ハ加也
放鷹楽と云楽は還巳講只一人習伝なりける也
白河院無量行幸あり明後日きと云ける事に山階寺の三面
僧坊にありけるに今夜は召さんとしける人ありきと云けれ
待ける所に宴はらく入来る人あり召出されけれは是季定也
放鷹楽習ありしと云けれは教て給也と云別房の内へ入ぬ
件の楽をも授けり
堀河院の御時内教坊徳を召して大般若御読経
に行道の時に還城楽批中よりさし出て時の御笛をもあ

難かりける程に調子をも整て吹しかは終るまてに還城楽調子
ならぬ事をたかへは鐘を揚られけて主上あやしませ給
て此僧を召出て還城楽上手随分仕る勅によりて
貴子に従ひ笛や吹しと問はれけれは習ひて候へと申
にさ候はしとて御笛を給て吹せらるゝに万歳楽
をもつくり吹ける也けれは感して勅なりてやかて其御笛
被給けり般若丸と名付て持たる也得して参
今ハ横笛の無清のやうにてありけん
逢坂の蝉丸ハ式部卿敦實宇多天皇御子親王の雑色也盲目とし
成て琵琶をひきけるか逢坂の辺に庵を結井ヌリイて住也

博雅の三位（延喜御孫克明親王子源氏也）是は流泉啄木の調（曲）をならはんとて
なり敦實親王管絃の道に達して蟬丸に習へり
是は延喜の御孫なる也三とせかよひて盲目の琵琶引
こと〴〵く得也けり
博雅三位の箏譜の奥書云古樂家藏に未見序
始く六帖を集る所無く落源亭撰出して生き去く
取て筆の告乃深百秋未見也爰元朝の中にハ蓬涉
調蝶譜樂の中より万秋ハ未詳妙也博雅ハ此調子
弄は此未終妙也よりて執卒外院の生するよし經
信卿記にみえたり

博雅三位月のあかゝりける夜直衣にて朱雀門の前
に遊て終夜笛を吹れけるに同さまに直衣着たる男
の笛吹ければ誰ならむと思ふほどに其笛の音
此世にたぐひなく目出く聞えければあやしくて近寄
りて見ければいまだみぬ人也我も物をいはず彼も
いふ事なしかくのごとく月の夜ごとに行合て吹事
夜比になりぬ彼人の笛の音ことにめでたかりければ
心みに彼をとりかへて吹ければ世になき程の笛也
其後猶々月の比になれば行合て吹けれど本の
笛を返しとらむともいはざりければながくかへてやみにけり

思ニ位うせて後浄蔵ハ此笛を取て時笛吹ものにかせ
らるれとも其音を吹あらはす人なかりけり其後浄蔵と
云めてたき笛吹ありけりめして吹せらるるにかの三位にをとら
さりけれは帝御感ありて此笛の主朱雀門のあた
りにてえたりけるとこそきけ浄蔵彼所に行て吹へしと仰
ありけれは月の夜仰のことくかしこに行て此笛を吹
けるに彼門の楼の上に高大なる声にて猶逸
物かなとほめけるをかくと奏しけれは始て鬼の笛と
知食てけり葉二とて天下第一の笛也其後御
堂入道殿御物になりけるを宇治殿平等院

をつりてまつりたる時御経蔵に納られにけり此笛の名を
葉二あり一は赤一は青し朝きりとも云となん伝へられ
たる高名の所見しける御笛の葉落て青葉残て有ける
と雲井に入たる世に経けるとそ笛には皇帝團
乱旋かの荒序と云濫觴秘曲と云其もてそへりし秘
するくし万秋楽の五六帖也笛乃家伝えて惟宗二大水
龍小水龍頭焼雲也是よりみなちて各由法なり
ちや宇治殿葉二と云笛をもちて構へりとて
しかて内にありける蔵人をして彼笛をも召けるに使も
宇治殿にありける時てを笛とて御中になり逸り

君達のうち二人なむ夏卿のもとよりし返事に奉られ
ける一のことよそせさせたまひ
承香殿女御 徽子女王式部卿重明親王一女 とおはしましゝは故宮女御より御門
聖にておはしましける秋の夕暮に琴をひきて
引給ひけるにいまゝゐりてせ給ひて御例のあそひし侍し
をとゝしの人やあるかとも思ひたまへて世きこえて引給へとて
しらは秋の日の雨そゝき風の夕暮に荻吹風のおとに
はたりて引たりしはいとあはれにしけれは御集に侍る
つみしうれ

東三條院の四十賀に宇治関白殿 頼通 陵王春宮大夫殿 頼宗

納蘇利まふ人を返して自然にもまてこゝ陵王はいみしく
たくみてまひ給て御禄給はせて舞殊にてのち
さまをとけて世語ひあるを見て自ゐて小君この二人あ
らしひとまへて納蘇利のまひを舞て見て一人ゝく世
をけかたうへてまひ舞て御禄を是はいまてうけ
御屏に引掛て舎人のうちもたゝて舞を給ふに興ぬ
ゐ掛ながらつけるを見て見給ふ御所の陵王は
舞の禄は後にて世かる自かにてさらに世語くいみしく
かなへを返て侍るのちにもちとの心をもよい感す
とうてつれ給ふうちの御院の舞を給ひて侍るとは

いみじくめづらしき事にて世に聞えてしかば諸道の師匠にめ
出されて寵ありける上に北の政所もかくれなくかは
めしよせられて後はみな諸人からしけるも申すに
寿を給ひてもありける余り法蔵の役をもゆるされまでして
まかりし人のむかしかたりも侍るなりけり實をよみ二度の
ち世のしらぬ人よりもさせ給へてまた重ねて申とかう
事なるとうけたまはりて侍るなり

草木類

南殿の桜は本是梅の木也桓武天皇遷都の時
植らるる所也仁明天皇承和年中に枯失せられて桜の
木を改めうへらるる也其後天徳四年九月廿三日内裏焼
亡して造内裏の時式部卿重明親王の家の桜を移し
植らるる侍従はありし吉野山の桜なりと云り橘の樹は
本より遷都以前は此地橘大夫の家の跡そのまゝあん
實方中将奥州へ下向の時歌枕をみてまゐれと勅定ありて毎月
国の中経廻ありけるに毎月あこやの松みずしてこれを尋
ぬるに國人にけれどもあこやの松をしらず國中にいと老たる
者ひとり中将むかへやなるへきのまことをしらず爰に老翁
一人進出て申は昔はこのくにあこやの松は出羽の国に侍
て出羽の月の出るぬるによみたる古歌をとりて仰られて

りける能因陸奥の國よりまかりて出羽の國に別出とて
ね時によめる歌也兩國すなはち出て後のおほふ松を出羽の
さかひ侍るに感くゆしゆけり亦奥州に菖蒲
なきよしをきく水菜同年とかく菖蒲なるよしかつきて
かつきていちゝ關のゆくひとかうしてうたをよめりけり
りけり
二條三位平經盛の家に梅花のさかりに咲けるに源
三位頼政がまかりたりけるに東窓をあけて外
より見て侍りとて歌をよみかけゝれはとしつきの侍源三位
夜中に侍らざりけるをとかきて侍るてさしたりけれ

はのみえねやうにみえけれは對面してたゝいさゝかまけ
後日ほどの後に二おとかたるそてみよみゆきて
事よいわれけれは此侍のかたに君かきゝえせるとて
頼政とていけるにや見えぬ物はゆめまことにいふ
くるかゝり
一條院御時臨時祭の試楽実方中将遅参して
挿頭の花を賜はらで追て舞に加はるとき竹臺のもとに
進よりてくれ竹の枝を折てさしたりけるを優なりとの
由人ゝ多く感歎すと見えたりより試楽の時はかく
呉竹の枝を用と云り

天暦の御時に清涼殿の御前の梅の木の枯たりけり
しかハ求めさせ給ひしになにかしのぬしの蔵人にてい
ますかりし時承りてひと京ありきしかとも侍らさり
しに西京乃そこ〳〵なる家に色こく咲たる木の容
體うつくしきか侍りしを堀とりしかハ家のあるしの木
に是ゆひつけてもて参れといはせ給ひしかハあるやう
こそはとてもて参りしを何そと御覧しけれハ女の
手にて書て侍りける
勅なれハいともかしこし鶯乃宿はととはゝいかゝこたへむ
とありけるにあやしくおほしめして何ものゝ家そと尋させ給ひ

けれハ貫之のぬしの娘乃住所也けり口惜きわさをもしたりけ
る哉とてあまえおはしましける

拾遺集此歌をまつ奏せしめけれは被載たり

良岑安世子

元樹乃峯おろしにさくらの事なくおほやけに捧けたるやう
まくいまそかりけるよい備の宰相なるか面白くそ陸乃石
清水乃坂あるところにひつて参給へるに御前の橋乃木
をとり持て侍りけるに立よりて
千早振神の御前の橋もふる木をとりて爰に残しけるか
よのみ給へハ神もあつまらせ給ひて橋をわたへ崇めも
なかひをも以てぬなりとへりとも

日本紀藤原是藤原の姓と稱せし事鎌氏の人云
よびける藤の樹なる事は枯なるゆゑ今は鎌足民を
すせうれけるとうの事ひろ識まらきこの傳也
橘季通と云人則光朝臣のともに陸奥國まくりて行
隈の松もとめこと傳り侍る
　よみける哥　松は二木を都人いかゞととはゞみきとこたへむ
僧正深覚季通が歌をかけてよみ侍り
　たけ隈の松は二木をみきといふはよくよめるにはあらぬなるべし

鳥獸類

御堂関白殿法成寺を建立し給ひて後は日ごとに御堂へ参らせ
給ひけるに白犬を愛してなん飼はせ給ひければ御堂へも毎
日御供をしけるに或日門を入らせ給はんとしけるに此犬御さき
にすゝみて吠まはりて内へ入れまゐらせじとしければ御覧じて
しばしやすらはせ給ひて入せ給はんとするに犬裾をくはへて
引とゞめ申さんとしければいかさまやうあるらんとて榻
を召よせて御尻をかけて晴明朝臣をめして
子細を仰られける時晴明しばらく占て申けるは
君を呪咀し奉る物を道に埋みて侍る者厭物を道に
埋てこえさせ給ふやとて候也犬は通力ありて
告申也犬は小神通のものなり

さて其所をさゝせて掘らしむるに土器を打合せて黄
なる紙捻にて十文字にからけたるを堀出せり
晴明申けるは此術はきはめたる秘事也晴明か外
には知りたるものなし但道満法師や知らん其人を
尋へしとてふところより紙をとり出て鳥の形に結て
咒をとなへて空へ投あけたれは白鷺となりて南をさし
して飛行ぬ此鳥の落る所を見よとて厭術のものゝ
住所を知へしとて遣しける則下部数人つきて彼鳥のゆくを追ひ
けり男とも足にまかせて行て見れは六条坊門万里小路
河原院のかたはらなる古き家の中に落とまりぬ
すなはち其所にいたりて見るに老僧一人ありけるをからめて
かへり来る事の子細を問るゝに道満堀河左府のかたらひ
を得て術をほとこしけると白状す然れとも罪科におよはす
追遣す本国播磨へをひ下されける但かくのこときさき
の術をいふともへたる由蠱状をとめさるこそ世運の強
く慮のほかなりしかともまぬかれしによりてかゝる難をのかれ
させ給へり
大納言行成卿いまた殿上人にておはしける時実方
中将いかなるいきとほりかありけん殿上にまゐりあひて
こと葉もなくて行成の冠を打おとして小庭になけすてゝけり

行成はさはかすして主殿司をめして冠をとりてあを
さやかに着して行縢の刀よりかうかいぬきて鬢かきつくろひて
罰にあつかるへきや其故をうけ給りて後の事にや候へき
實方一言のいらへもせて立にける主上小蔀より
御覧して實方は嗚呼の者なりとて中将をめして
歌枕見てまいれとて陸奥守になしてつかはし
遣れはつゐにかしこにてうせにけり實方蔵人
頭にならてやみにけるをうらみて雀となりて
殿上の小台盤にゐて台盤をつゝきけるとなむ申侍
ありけり

延喜聖主御衣の上に蝿の一疋ありけるを御覧して
て作らせて公忠そ無事に陵遅しけれは抜運も赤
ありく歳ありけるかくはかりけりしのはれなん
六条坊門南室町の東一町は祭主三位輔親か家な
り丹後の天橋立をまねひて池の中嶋をとをく
作り出て小松おほくうへなとしたりけり寝殿の梅か枝
に花さき梅の枝に鶯の来て巳の時はかりにきて鳴
けるをあはれかりてとかく一日をもちかしてよく見て秦
ふかくめてける時の歌よみともをまねきてかくなむ待つゝを
ありして明日の辰の時よりきたりてまちきゝ給へしと案内

遍ふとも男は宇多の帝におはしましてえたまふことはなきなり
かよひてまいりてこまかへりなんとかく真にもなんといふ事
めとあるなり

人事類

高野天皇崩逝の時に大納言白壁王既にして皇太
子ましまさす、然るを右大臣吉備朝臣真備は天武天皇
の御孫文室長親王の子従二位文室浄三真人をたてゝ
太子とせんとす、左大臣藤原永手左中弁藤原百
川なとは白壁王を立んとて具にはかりあへる也
但浄三真人は固辞して受す、さらに吉備公は其弟参
議大市真人をたてんとす、大市もまた辞退しけれは、藤原永手
乃日に及て百川ひそかに偽の宣命を作りて読あけし也
百官のおほきにあやしむ也、宣文に白壁王は諸王の中に年歯
長せり亦先帝の功ある故に太子に定むと也、吉備公いはく
吉備公大いに驚きて吉備の老にいはく長生するとも此恥にあへりと光仁
天皇の位につきたまひてより百川を参議になされけり
顯基中納言は後一条院の寵臣也、天皇崩御ありて長元九年
四月十七日落飾す、年三十九、顯基忠臣は二君に仕へすといひて
云々、七々の聖忌の後、天台山横川の楞厳院にこもれる也
情ある出家なり、なほ根元は天皇崩御の後歎きの

近比鴨社氏人にて菊大夫長明といふものありけり和歌
管絃の道にも人にすくれたりけり社司をのそみけるを
ありけるか叶さりけれは世をうらみて出家して大原山に住
けるか後に日野外山といふ所にすみて方丈記とて仮
名にて書たる物あり出家の後なれとも和歌所の寄
人にてそはへりしまよりしを後鳥羽院より作らせたまひし
志はかりし今は清涼殿より世に毎
ことてつかふまつる

天暦御門橘直幹か民部大輔をのそみ申ける申文を
は侍りし書を小野道風に清書をさせられける土御覧せ
られけるに依人而異事雖似偏頗代天而授官職
懸運命とありし述懐の詞書すくせられけるを御気色あし
かりけり人是を恐思ひけるに其後内裏焼亡に家
々御中院へ行幸ありて世をしつめらるゝ代々傳りたる御傳
子時代間云家敷摩以下のそまいりけるを御覧ありて
直幹か申文は見出したりやと尋させ給ける時人は外
きつる文のよし申ける

忠義公の御子閑院大将朝光と申しはいみしき御世
の覚えにて御なからひの程度の和まきらかを好給て平輿六
の外様のくひ物のもとき数も此殿のなひけるを殊色なる

国立国会図書館　タイトル『群書類従』　請求記号 127-1

ガラス使用

當座の秀歌也けり師の後に後京極殿をよひて見
進らるゝは古今集に入る躬恒か歌に
すみよしの松を秋風吹からにこゑうちそふるおきつしら浪
此歌を任大臣の大饗せん日屏風の北の門障の歌
中門の北に入らく丈生の饗につきまするゝやと後京極殿に
作也何彼漢歌もつくりとられ侍らしぬも古今の歌
なるよしなれ申して限なくてあまり任大臣の大饗作る一の
大饗なれは尊者着して南階より出る事のさ右
對座をかたんとしつ客人と云師の仰ハさもあるさ見
やうに行きかさしてし威氣なりけり又自歌にて云躬恒

家集に二首なる中にも彼松を秋風のうたは求めに柳
たる胡人の錦の帽子きてまる大八葉の花を兼ちらし
紫檀の琵琶をもちて撥音を賞して腕を交す
る深き山人にあはしめて今はまた我身は清風
の音をうつしても是をいはれける也
鞠良香伎生涯に清みありけるに聴しきの夢を見て
三千世界眼前盡
と云句ないてこそ末を案し侍りける処ハ天神宣
をたまはく
十二因縁心裏空

那智にこもりけるさてかひなくて千載集に入たり

和泉式部（大江雅致女）男のかれくに成たりける比貴布禰に詣て

みたらしの蛍の飛をみて

物思へは沢の蛍も我身よりあくかれ出る玉かとそみる

と詠したりけれは御社の中に忍ひたる声にてかくきこえけり

おく山にたきりて落る滝つせの玉ちるはかり物な思ひそ

となん見えけるとそ

斉名江民部等と試られける時秋未出詩境と云事

を作りたりけるに江以言詩文章楼蠶駒過景紅

海漾船葉落新とつくりたりけるを先後中

書をよみまたりて廻文に白字大切也と被仰けるに席て白

駒景紅葉声と悪しける句をば甚優以言病

をもちゐけるに時に藤原の為時同く悠千廻白

字を変て不忘却とそ申ける

政道類

延久の善政には先荘園を停止して資仲卿職人以来

ての事は皆除く事をも停止せられて御沙汰ありて宣旨

を被下けり法をもて仰を給る来りて殺食院にて是を

さゝへ下されける上皇の御時より後有司以下職人出納をして検知

して小舎人まてをとりて量をもて寺家にとりて紙よ

畏て持参したりけれは叡覧ありて勅封成般へ下され
たまはり時信の許にへ博士の家に返しける解奏を下さる
横をと尤とて右大臣家の御沙汰にて被仰下して二年ほとの其の未に懸
く穀倉院にして国々の未を収納せられ仍何右に
右字院用也件等右等于今穀倉院にあるよし
延喜の御門常によそにて御覧しけれ此故ハまかせて
たる人々は輪のひとつに付けるあたりのきよまりてたて
此人は輪のひとつ殘さす返して大小支きるしきあそひしき
作事ある斗也

佛法類

大織冠の家は山城国宇治郡山科村陶原にありし也
大臣久しく病ありし時に百済の尼法明と云人あり此病
いやしくへき法をと問ひ時維摩経を読ませ給へと申しけれは
病平愈せしめ給ふへしと申けるによりて大臣の家の中に堂
をたてて維摩経講をはしめ問疾品をよみけるに
大臣の病すなはちいえにけり是よりして毎年此経を講せ
しむ淡海公の世にいたりて陶原の家の堂を移して
奈良の京よりさきに遷されて興福寺とそ云山階寺と
もいふ也又薬師寺も是なる也長岡大臣内麿
大願をおこして不空羂索観音像并四天王像をも

造らせて閑院贈太政大臣冬嗣公弘仁四年に南円
堂をたてゝ觀音像を安置し奉り法花會はしめ
大臣乃為佛事也十月十六日の忌日を始として
七ヶ日行ふ也備前國鹿田庄を其料所によせらる
大安寺は天平元年道慈律師光仁皇の遺詔によりて
て造立す大唐の西明寺の結構を移して道慈将明
しるして來たり西明寺は祇園精舎を移して作る祇園
精舎は兜率天の内院をうつせりと云り大安寺をは大
官大寺といふ也大和國添上郡平城右京六条三
坊にあり

孝謙天皇法花寺を建立して後其時塔婆をたてゝ
は八角七重なり其後左大臣永手に給
ふ時永手云はく八角七重は是なかりし八角七重
造る後は國土の費なるよし申けれは是よりて
四角五重に造らる大臣は國の公卿ならしかも申けれは
以ての後生の責となりて銅の火乃柱を抱と云
其後永手乃息男從四位上藤原家依病患の
時右徒の僧を請して救日加持せしむ或日僧人に
託宣して云我是永手也法花寺の塔婆を
申減せしによりて冥途にして銅の柱を抱て年序

却ありけるに炎魔王宮に香煙薫して満り瑛王ホ
やうに驚て冥官にぬかつき冥官申云日本国乃衆人
永手の息藤原家依病のよしに一僧を以て邪神を
しむ件の僧堅固乃信心をいたして己か命にかへん
と祈請して効験ありし志乃甚深なるによて香炉
乃煙薫する也これによりて忽に菩提を遂て
同朋九十餘人引率して天上に生れ兆由成つるなり
かくおもふに来迎あるなりといへり
宇治殿平等院をば建立し給へる仏殿の事かく
菩提を[illegible]まとむなみに土御門右府をば[illegible]おはしける給に

宇治殿仰られて云大門の便宜北向にあるによりては便なかりけん
給へし小向に大門あるを侍へりや右府申侍りて云覚
孫せらるべき時に臣房卿いまだ無官にて江府にて
てありける我後車にて具申侍るをば聞し召て遂に
あるは此らるかなの事の[illegible]大宮にならせて
下に臣房申云小向に大門ある寺は天竺には寺院
寺唐土には西明寺本朝には六波羅蜜寺也と申し次
宇治殿大に感しめ給ふ
後朱雀院乃御宇長久年中最勝講源泉僧都
説法殊勝なり世間には天王寺の場に現しまします乃

国立国会図書館　タイトル『群書類従』 請求記号 127-1
ガラス使用

北條入道は二まで此かたりを見すゑて源家将軍座には法印
に寂念らる其後よりぞ近衛天皇の座をも設らるゝと云り
六条坊門の小西洞院の西に堂あり三のわ堂と号す
件堂は伊豫入道頼義奥州の俘囚をうちたひらげて後
建立せり佛は等身阿弥陀也頼義此仏を建立し
恭敬礼拝して極楽へ必す参らむとぞ祈けるとかや
かまへけり十二年の間戦場にてうちとりたる敵
のたちが片耳をきりたるをためて皮子に入て持
のぼりたりけるを件堂の土壇の下に埋めるによりて耳
納堂とはいへり此の堂をいふは此の事なり

粟田左大臣在衡文章生の時鞍馬寺に参籠してありけり
正面の東の局にこもりて礼拝をしけるに十二三歳ばかりなる児
きよげなるがまゐりて同じく礼拝をなす七度許して後左
この小童の礼拝より前にありてたゞ人ならずあやしく
おもひて此ちごの礼拝をなしてあとにつきて三十三
度に満る時此童忽に失ぬ左衛門寺黒の不思議に
渇仰の信をおこして殊に窮屈の餘り聊睡眠する
間に此小童装束は天童のごとくみえて帳の中
より出来て在衡にいふ事は官は右大臣に至り歳は
八十二の年の後昇進難意に任せてり左大臣八

十二の時彼寺に詣て申云往日右大臣八十二のよし示し
給ふ事今既に如此眺望の文多の中に示し給ふと云
宮うち右大臣にてまかりしかとも奉公の労によりて左
より大臣の余もとはあらくかくる也八十七歳之果にて件
歳農範遊をなし也生後彼寺の西面の東方をらへ入以進
士乃間と号し

播磨国書写山の性空聖人生身の普賢菩薩をを
見たてまつらん事を祈請しと夢ありて告ありて云生身の
普賢を見んと思はゝ神崎の遊女の長者を見へしと
て夢覚ぬ奇のおもひをなし長者の家をたつねける所
只今京より上日の輩あまた来りて遊宴乱舞
の間也長者も横座に居て鼓を打て乱拍子の上句
をうたふ其詞に云周防むろつみの中なるみたらゐに風
は吹ねとも波立と云其時聖人奇異の思をなして
眼をとつる時長者忽に普賢の形を現して六牙の白
象にのりて眉間より光を放て道俗を照す則
微妙の音声をもてのへて云実相無漏の大海に
五塵六欲の風は吹ねとも随縁真如の波たゝぬ
時なしと云時聖人伝作感激して感涙をのこひて目
をひらく時にはもとのことく女人の形となりて周防むろ

つゐに出仏眼をうつすときは文并の形を現して法文をと
演ぶ如此する事数ヶ度聖人あやしく思ひて物かけよ
伴の長者俄に立て閑居より聖人の所にきたりて云
只今の夜夢みらく即逝去すと見て美女聖衆ありて長
者が蔵の為に追善を与へさせよと云々書写上人は
六根清浄を得たる人也ある時に客人来臨せる対面
の為に客人帳の中にて蚤をとる時聖人云はく蚤
をとる事はいとあはれと思ふとて大に慙愧して客人
帰りにけりと退去すと云々

大僧正性信 大御室は御年十八歳にて阿闍梨の勘文
を見たまひけるにて十八歳の春無常の法を修して祈念
さらに出家あるべきの夢に閻王宮に召されて已に懐む
よりて皆王宮大に諸動す伴の若君十八の年に礼乃文
を見て明日あらむと思ふも実に上難治なるによて八の字を
上人にさし遣はしたるよしにて果して八十の御歳九月廿七
日入滅しおはしてと云々
同御室は世の人に疾病おこりて死ぬ事ありて御立所
を出で給ひて唯一人に根の菓子をもて御帳の中に入給ひ
て大恒の迎に病者に伏す御帳にて御遷化と云々
よろこびて迎へせしめ給ふ事は病患まさることは減

まことにたのもしき人々申しあへりき世にありしときは心の奥にもの也
給ひて天童等多く従ひてつゐに世をそむきてうへんなき人
ありし也

小野皇太后宮歓子は後冷泉院の后大二条関白の三女
也生年十四の年舎兄静円木幡僧正大二条関白息僧正にしたがひて習ひて
て法華経をならひて毎日一部読誦し給ふ事なりて
かくて長秋十六にて入内ありて治暦四年四月十
九日立后此夕帝崩御ありしよりこのかた偏
に道心を発して念仏読経の外に他事なかりきまた
さすが二条東洞院の亭を出て小野にかくれて寂静に住み経を書

写させ給ふ或時雷電霹靂夥しく降てかの皇后
経を書き給ふ処に堕ちかゝりて人々皆あはてふためく
即時雷ありてのち天晴てけり眼を開て経を見給ふに
なにもなし紙は焼けて文字はやけずして清浄なり世の
身はつみも海にまさり次法に帰する志ことにまさりけるに
く深くましまして承暦元年に飾をおろして出家
ありき臣真寂を戒師としたまひて小野の宮
にこもり入給ひて長秋の後の月かつ人々に往生の素
懐をとげ給へりとぞ

清範律師は播磨国人興福寺法相宗也法相宗

僧都の法孫寂胡已講乃上足説法無双にして文殊乃
化身といへる不思議の事あまたきこえ侍りし浄堂入道
唐寛香と申しゝ人として佛事を修して百僧を請
せられし僧の座には各一の事あてゝ文殊
に其たる札を其中に隠して百座に分ちまいらする
比律師香座にはしくつきて此事を霊とて存る
ていよいよ決定文殊化身とは知申ける卅八にて遷化清水
寺乃上綱と号せり
参河守大江定基は斉藤左大夫斉光と云人の子也
出家して寂照と云ふ入渡唐して諸の聖迹を礼
す僧供をも安置き寂照師の徳は物にかたらずときこゆる
五台山にて説く文殊の女に化し生るるにあひ円通大師の号
をたまはれる
内記慶滋保胤ハ陰陽師賀茂忠行か子也博士の子を
改て改姓して発心出家の後世に内記聖人と云ふ
恵心僧都の弟子として寂心といひける僧なり京中にありし時にハ
かしこき沙汰する事につきて人にいはれに（関白頼貞公女）宮はつかまつりて
く衆の一事ともなく見えずあまりにはかなしと見えん
昔しとくも僧都を乞食とめ遁れんと云り
河内国にいくしか住家こそ里には入らで出る事をも在

まして後世の責などいはむもあらまほしくぞ侍りける
また関白殿（宇治殿）よりいはく後の雑人ともに構ひのくるまにぞ
すは一の人にもなりぬべくして人まねに入道殿の御前に
参らせ給ひて称まうさせ給ひけれどもいと人まねに稼手京
御堂なりし乱声を待たせ給ひけるをも取り返しての今世
給はずとも人まねに殿をもの畏りかしこまり給ひて阿弥
す日ころよりの事也とも思ひしかどもあはれにおもひまゐらせて阿弥陀
陀堂の御前の御前よりいはむとせば給ひて御堂にまかせ
給ひしに教へ給ひて上にぞいひて御はしまして桃花殿
にありし時の結縁ありて道心ありけむとぞ思ひて伝へ侍りける

とこそ申侍りしか

書写の聖結縁経供養し侍りけるに人々錦布施を
送りける中に遊女宮木がもとより聖をおくるとてよめる
こそはかたじけなくとてこそよみて侍る

津の国の難波の事か法ならぬあそびたはぶれまでとこそ聞け

神道類

佐理の大弐任はてて筑西よりのぼりけるに伊予の国の泊
まりにて波風荒れて出でざりけるほど夢にて見ける夢に
山神社の額を書かせんとて留めさせ給へる由を見て人々も則ち神の
御前にて額をかかせてかけさせたまひけり後に順風をえてのぼりける

貞信公は宗廟の神祇に尊重せられ給ひ殊よりは法
位高くなりての世給けるなん人執とも申させ給ひ候ひし
にも不便なる事とて神の正位はまして中将を授けり

禮儀類

御即位の時代に主上の召し給ふ玉冠は應神天皇の
御冠也礼服の御具として内蔵寮におさめらるる後三
条院の御時見出でてあらため給へり此事の後
匡自讃ありけるとなむ
中原師遠摂津守に任じて知足院入道殿へ参りて慶
賀申けるに笏を指して二度拝しけり入道殿中
門の連子より御覧じて後に仰せけるは師遠之拝容
ことに笏をとらずしてこそあるべき也
参議師頼多年沈淪して籠居後中納言に任じて
後相数多年上卿をも勤仕せず作法進退の事ども小
ともして不審多くして傍人に問事もせず時に成通卿
参議にて座に列なる師頼卿に語るは事ごとに籠居
のあひだ公事皆忘却すなはちよくよく見給へと起居
揖進師頼卿返事もとはぬにてならひて云大廟
に入て毎事を問成通卿是也とて開口す後日に
人に語ていひけるは思分たる事なりとて不當也云をと出

国立国会図書館　タイトル『群書類従』　請求記号 127-1
ガラス使用

侍り後悔あり也
後白河院の御在位の時にまで久しく絶たる事ども再興ありし
逢へつ中にも執録所とて天下の政をおこなはれし事後三
条院の御時はじめ後ゝ御代ゝに寄人なども置かれ侍りしも
置かれたれども久しく絶えたりしを大内をも作られたりき
造られ漢音殿ゝつくの額ハ法性寺の関白書せ
給ひ官作りたる國ゝ七十二人勧賞行はれて任ずられし
取られけり内宴といふ事も絶えてひさしくありしを一
度まで行はれて春宮聖代中に文字のかたに詩なども作られ
むまに舞姫の事くわはりしを五節の節会をなせりし後舞女にて十人

乃舞姫抽んでたる乱舞あるへき故は織りぬる舞の女の体とて
被めたる仁和寺法親王舞童を集めて人々に分ちて諸寺をは
谷寺御室の舞童てる尺八といふ笛も吹絶えたる近時
吹きける者撲の節も此御代再興ありて十七番
まで少納言通憲といふ人後に法師になりて信西といひし
申けるが才ある事なくして自安楽御代より
あるべきもの紀内侍と云ハ法皇の御ちのといへる者をしる
信西が家女是也たちより信西より以下けむつかるべきに
侍りやさしと云ものつひにいふ事も紀内侍はなれてしりて
王府よりぬれる歟

よろしき風情代のかんけにいまだ位なきの松をもみましや
二条院讃岐三郎をもとて保元三年正月七日会参る
月宴有公卿七人四位五位十一人文博ありてこうせる
る序は中務大輔永範書侍り然は非常の催可謂
法性寺関白忠通献せらる舞姫今年いふるゝにきさ
安楽寺まで兄公忠も通憲法師神社まうちて舞たる
なすらはせ侍りしまさるとや

好色類

二条后いまだ只人にておはしける時業平中将しのびく
に通侍りしを或時后代のめぐりかくまぎれんとせしをせきて逢
うらみの人して則中将の本鳥をきらせけり中将髪生ん
程に歌枕みに行とて関東へ下向して奥州八十嶋に
宿たる夜野中に和歌の上句を詠する声あり其詞
秋風の吹度ごとにあなめあなめといふ翌朝につきて求る
に人なしたゞ古きされかうべのありける明る朝に猶是を見れ
ばかのされかうべの目の穴より薄生たるを見る風の吹毎
に薄のなびく音歌の上句のやうに聞えける奇異の思ひをな
す或人云小野小町此国に下向して此所にて死せり
是其されかうべなりと云ここに中将哀に思ひて下の句を付
て云小野とはいはじ薄生ひけりと件の歌は作者小町

ことなるとみえし
隆季中納言は白河院の近習也他に異なる故に禁中にて病をうけていまは御悩危急の時も退出をとけざりければ入眠て閉眼の後も抱へ出して出去給ける或夜後朝に参入して中云帝王有花園曹司の例来賞為のまゝはひとやく行幸なるべきよしと奏勅者云例とて誰もかくしそ始まりめでたし作りけり
道命阿闍梨は傅殿の息也一生無微妙なく読経の時は多人聞なれども貴まされけり云り他好色無双の人也或時和泉式部の所に行て会合の後暁方ま

目さまして読経両三巻をよみさしてねふらんとしたる夜は一人老翁来れり誰人ぞと問ければ翁の云我は五条西洞院辺に侍る者也読経の時梵天帝釈をはじめて天神地祇こぞりて聴聞し給ふ間卑翁などは近辺へちかづき参る事あたはず今夜は御行水なくして読経は行水もせざりけるよみ給ふ間は諸神祇も御聴聞なかりけるまゝ隙を得て此翁など参りて能く聴聞してけり悦存するよ由を申し侍るとぞ
小野宮右府実資公も仏法賢人の誉ありしかども色事にふけり女ならば嫌ひ給はざりけり水の對の

前斎院の下女なる清原のとかいふ集まり侍りける其
時にかく年九女となりて関東より招寄て歌よませへり実に
殿時に年成中の頭て侍所の雑仕の女乃こそ先よりてと
撰ての所望を侍よつりて件女を敷へさせ給へるや
うれ水代役以給りしあらいは参りて其後水桶をも持て帰り
参るべしと仰ら出るの果して案のごとく招寄られけるより
後日よりの所おきて実頼殿へ参る道てつけるをり公卿中吉
徳の居出日侍所の女共水桶合いくへし給へるべしと仰
らせられけるにおきて赤面して中ころあくして出せ侍ける
賢人は通しても振舞のありさいとよろしまひ給へるを武対
殿の御前にて宣ふ事女共通りけるをつらね走出
てくるきいは地給へりけるは武人前通りを見て車より走
下てあ逃は賢人の所へきまひてと云たまふれは女人を賢
人すしとて入りてまた入給ひける
小一条の大臣師尹公の五女村上の御時の宣耀殿の
女御のてちおはしけるを内へかよひおはしけるの時そ入へ参給ひ
しくて寝殿のかたくしの間より御車寄ては女房の入りて参るは
御方は車よりのるを給ぬ逃と申ては母屋の桂のかし
まにてそはてはる一すちとみちのくに紙を残させて人をもて
ゑさいよもすえさんとさせ給ひてくうち侍へてけるに

ちぬみしに耽しきにおもひて申しければ日のさかりにとて
したまひけるにぞしたく法々しくおもひすると御門
いとかしこく時めかせ給てかく御心はせける
いまその世にぞ其後の後の世まで其ためかせる為と歳かせん
御返事　女院
秋よりもかくも遊ぶともかへるは我ももとせる枝となりけん
古今末代宮まで人とさせ給ふる女院まではしく
したるよ

興遊類

六条の式部卿の宮（敦實親王）と申しては延喜の御門の一つ腹の
おとうとにおはしまして嵯峨の行幸（延長八年十月十九日）をさせ給ひしに供
奉せしめ給へりけ此京の御つを五条をさせ給てある
の里にて糸あやく遊ぼしかりには清くしてまかりく清き
たてく糸かるを給ふにむすめとかし大個の犬のかれ
是を二つのかなまりつして深き河をも渡りしけり
行幸は清くまつりたる人々皆興じ給ひなかる仰
も興ある事に小食たる限なくまぞ見てなむおもて
申しける桂山にいるを給ひし彼までせさむひし仰
かえりける鳥もとめまちりもこの風のとまる花まいり
えてのしるやうく目は山のおまへ入る方に光りみしと指せ

（延長四年九）

国立国会図書館　タイトル『群書類従』　請求記号 127-1

ガラス使用

右東齋隨筆以古寫二本校之

国立国会図書館　タイトル『群書類従』 請求記号 127-1

ガラス使用

127
666
1

国立国会図書館　タイトル『群書類従』 請求記号 127-1

ガラス使用

127
267
1

国立国会図書館　タイトル『群書類従』 請求記号 127-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『群書類従』　請求記号 127-1

ガラス使用